

審査規程

第1章 概 論

第1条 一般社団法人日本クレー射撃協会（以下「本会」という）は、射撃競技会の管理と全ての競技会の公平なる実施を推進し、本会の目的を達成するために、審査規程を定める。

第2条 前条の目的を達成するため、審査委員会は、審判員、射撃場指導員、クレーセット員にライセンスを与え、資格証明書としてライセンスカードを発行する。

第3条 前条のライセンスは、次の5種に区別される。

- | | |
|-------------|-----------|
| ア、1級審判員 | エ、射撃場指導員 |
| イ、2級トラップ審判員 | オ、クレーセット員 |
| ウ、2級スキート審判員 | |

第4条 1級審判員は、競技規程に基づき実施される全ての競技会において、ISSF公認クレー種目の審判員を務めることができる。

第5条 2級審判員は、競技規程に基づき実施される全ての競技会のうち、本部公式大会、全日本選手権大会、国民体育大会（リハーサル大会を含む）、予選会を除く競技会において、審判員を務めることができる。但し、トラップ審判員はトラップ種目及びダブルトラップ種目に限り、スキート審判員は、スキート種目に限り、審判員を務めることができる。

第6条 検定基準に基づく公認射撃場は、射撃場指導員1名以上を置かなければならない。

- 射撃場指導員は、所属の射撃場において、本会諸規程に基づき、安全にクレー射撃が行われることに責任を負い、射撃場の職員を指導監督する。

第7条 審判員ライセンス所持者は、本部公式大会及び予選会においては、競技委員会の指名を受けた場合、地方公式大会においては、開催地方協会より指名を受けた場合に、審判員を務めるものとする。

- 射撃場指導員は、所属の射撃場において、射撃場指導員として勤務するときに限りライセンスカードを掲示するものとする。

第2章 ライセンスの取得

第8条 審判員ライセンスを取得しようとする者は、審判員として必要な経験を有していなければならない。次の取得資格を全て満たしていなければならない。

- (1) 名誉会員又は、普通会员として本会に登録していること。
- (2) 審判員として必要な経験を有することについて、所属の加盟地方協会長の保証を得られること。
- (3) 正常な視力を有すること。
- (4) 2級審判員（トラップ・スキート）については、地方又は本部公式大会に1回以上出場していること。

第9条 射撃場指導員ライセンスを取得しようとする者は、本会諸規程及びクレー射撃に関する規則に精通していなければならない。また、所属の射撃場より、射撃場指導員に相応しい経験と知識を有する者として推薦を得られる者でなければならない。

第10条 ライセンスの取得にあたっては、本会諸規程、及び競技規則に精通していなければならない。第4章に規定する講習会を受講していなければならない。

第11条 審判員ライセンスの取得にあたっては、加盟地方協会が所定の申請書に記入し、本会本部事務局に送付する。

2. 射撃場指導員ライセンスの取得にあたっては、当該射撃場責任者が、所定の申請書に記入し、本部事務局に送付する。
3. クレーセット員ライセンスの取得にあたっては、当該加盟協会または加盟部会が所定の申請書に記入し、本部事務局に送付する。

第12条 審査委員会は、前項の申請を審査し、承認を与える。

2. 申請承認後、本会本部事務局は、ライセンスカードを発行する
3. 発行されたライセンスカードのうち、審判員カードは、所属の加盟地方協会に送付され、加盟地方協会が資格所持者へのライセンスカード送付に責任を負う。
4. 射撃場指導員のライセンスカードは、当該射撃場に送付される。
5. クレーセット員のライセンスカードは、当該加盟地方協会または加盟部会に送付される。

第13条 ライセンス申請にあたっては、次の手数料を支払うものとする。

- ア、 1級公認審判員 5,000円
- イ、 2級公認審判員 4,000円
- ウ、 射撃場指導員 5,000円

第14条 射撃場指導員の資格を有する者が、第8条の審判員資格を満たした場合は、1級審判員ライセンスを取得することができる。その場合の申請は、第11条に基づき行われるが、現に有する射撃場指導員資格の有効期限に限り、1級審判員ライセンス発行手数料は実費とする。

第15条 各地方協会は、トラップ、スキート、ダブルトラップ各種目のクレーセット員を1～3名選出し、審査委員会より委嘱する。
クレーセット委員は、各地方協会または部会が主管する公式大会が行われる際、必ず、クレーのセットに立ち会わなければならない。

第3章 ライセンスの有効期限と更新

第16条 ライセンスはいずれも4年間有効とする。

第17条 審判員ライセンスの更新は、下記の手続きにより行われる。

- (1) 地方協会は、所属協会におけるライセンス保持者の更新の希望を取りまとめ、所定の申請用紙をもって更新料を添えて本部事務局宛に送付する。
- (2) 審査委員会は、更新希望者の審査を行い、承認後、更新者の所属地方協会へライセンスカードを送付する。本部事務局より送付されたライセンスカードは、地方協会が責任を持って更新者へ送付する。
- (3) 更新手続きは、原則として期限が切れる年度の3月末日までに行うものとする。何らかの理由により期限内に手続きが行えなかった場合は、救済処置として新年度の5月末日まで受け付けるが、それ以降は一切受け付けないものとする。
- (4) 更新を希望する審判員及び射撃場指導員は、講習会に参加しなければならない。ただし、筆記テストは免除されるものとする。
- (5) クレーセット員の更新は、所定の申請用紙をもって手続きを行う。また、クレーセット員に変更が生じた際は、地方協会または部会は、速やかに登録変更を申請するものとする。なお、この場合の任期は、前任者の残存期間とし、変更時に再度申請し直すこととする。

第 18 条 射撃場指導員の更新申請は、前条 1 号ないし 3 号の規定に基づき行われるが、加盟地方協会に代わり当該射撃場が申請を行い、更新されたライセンスカードは、当該射撃場に送付される。

2. 1 級審判員に射撃場指導員ライセンスを併せて所持する者の更新は、当該射撃場が加盟地方協会に申請を依頼し、加盟地方協会が申請を行うか、又は、更新申請者が第 8 条の資格を所持している旨の加盟地方協会長が、発行する副申請書を添付して、当該射撃場が申請を行う。

第 19 条 更新手数料は、1 級審判員、及び射撃場指導員については 5, 0 0 0 円、2 級審判員については、4, 0 0 0 円とする。

2. 射撃場指導員と 1 級審判員の複合のライセンスの更新手数料は、5, 0 0 0 円とする。

第 4 章 講習会

第 20 条 審査委員会は、審査委員会が公認した地方協会が主管する審判員講習会のみを、正規の講習会として認定する。

第 21 条 地方協会は、講習会の開催を希望する場合、次の事項を明記の上、所定の申請用紙を、開催希望日の少なくとも 1 ヶ月前までに、本部事務局に提出しなければならない。

- (1) 講習会主催協会名
- (2) 開催場所
- (3) 開催日
- (4) 講師名
- (5) 講習会参加者所属地方協会名
- (6) 参加予定者数

第 22 条 主催地方協会は、講習会を次の構成で実施しなければならない。

- (1) 講習会の目的及び内容の説明
- (2) 競技規則総則の講習
- (3) 競技規則競技別ルール講習
- (4) 実技
- (5) 筆記テスト

- 第 23 条 1 級審判員及び射撃場指導員ライセンスを取得しようとする受講者は、前条の全ての講習を受講しなければならない。
2. 2 級審判員ライセンス取得のための受講者は、前条の（１）、（３）、並びに（４）及び（５）のうち担当種目に関する講習及び筆記テストを受けなければならない。
3. 講習日程は、１日間とする。前条の（１）から（３）の講習は、計４時間以上行い、（４）の実技講習時間は、参加者数等の諸条件を勘案し講師が決定する。
- 第 24 条 主管地方協会は、当該ブロックに所属する審査委員長、副委員長、または常任委員（現役選手を除く）の中から講師を選任しなければならない。
2. 主管地方協会は、審査委員長に講師名を報告の上、その承認を受けるものとする。
3. 第 1 項の規定にかかわらず、講師が選出されなかった場合、審査委員会は、委員長の指名により講師を派遣する。
- 第 25 条 主管地方協会は、筆記テストにおいて正解率 80% に満たなかった者を不合格とする。筆記テストが不合格となった場合、講習を受講したとは認められないものとする。
- 第 26 条 主管地方協会は、講習を実施するにあたり、十分な広さと照明設備を備えた講習会場、及び実技講習のできる射面を準備しなければならない。
2. 主管地方協会は、可能な限り、講習会場と実技用射面を同じ敷地内又は近接した場所で準備しなければならない。両会場間の徒歩での移動が困難な場合は、主管地方協会が受講者の移動について一切の責任を負うものとする。
- 第 27 条 主管地方協会は、受講会を開催する場合、最低でも 20 名以上が参加するよう努めるものとする。
- 第 28 条 主管地方協会は、講習会の開催についてできる限り早く一般に告知しなければならない。
- 第 29 条 主管地方協会は、講習終了後、講師と共に講習報告書を作成し、受講名簿を添えて本部事務局に提出しなければならない。

第 5 章 昇 級

第 30 条 2 級審判員が 1 級審判員へ昇級するためには、以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 2 級審判員ライセンス取得後、2 年間以上経過していること
 - (2) 2 級審判員ライセンスが有効な競技会において、5 回以上審判員を務めた経験があること
 - (3) 1 級審判員のための講習会を全て受講していること
2. 2 級審判員が前項の条件に適合する場合は、第 2 章の規定に基づき、申請を行うものとし、第 12 条 1 項に基づく審査委員会の承認をもって、1 級審判員に昇格する。

第 6 章 ライセンス発行及び昇級に関する特例

第 31 条 下記の何れか一方に該当し、審査委員会が承認した場合は、特例として、上記の規定にかかわらずライセンスの発行又は昇級が行われる。

- (1) 審判員ライセンス取得条件のうち、第 8 条 2 号及び 5 号の何れか一方、又は双方に該当しない場合で、該当者が所属する地方協会長が、該当者が公認審判員ライセンス取得者に相応しい旨の推薦を審査委員会にした場合。
- (2) 昇級に際して、第 30 条 1 項 1 号及び 2 号の要件は満たすが、同項 3 号の講習会を受講していない場合で、本部公式大会等を主催する地方協会が、該当者が当該大会において審判員を務めることが不可欠である旨を審査委員会に上申した場合。

第 7 章 ライセンスの取り消し

第 32 条 ライセンス保有者が、4 年間のライセンス有効期限終了後、第 17 条に基づく更新の申請を怠った場合は、当該ライセンスは無効となる。

2. 加盟地方協会は、所属会員の公認審判員ライセンスの取り消しを申請する権利を有する。申請は、取り消し申請を行うに至った事由を明記して、審査委員長に提出し、審査委員長が取り扱いを決定するものとする。
3. 各公認射撃場は、常駐者の射撃場指導員ライセンスの取り消しを申請する権利を有する。申請は、取り消し申請を行うに至った事由を明記して審査委員長に提出し、審査委員長が取り扱いを決定するものとする。
4. 審査委員会は、審査常任委員会の決定により、以下の各号にあてはまる者について、ライセンスを取り消すことができる。

- (1) 協会の目的及び利益に著しく反する行動をする者
 - (2) 審判員あるいは射撃場指導員としての任務を適切に遂行することができないと疑うに足りる合理的かつ明確な理由がある者
5. ライセンス保有者が、ライセンスの有効期間中何らかの理由により本会を退会し、有効期間中に再度本会に入会した場合は、ライセンスは有効となる。ただし、本会を退会した後に、ライセンスの有効期間が過ぎてから、本会に再度入会した場合は、再度講習会を受講し、審判ライセンスについては2級からライセンスを取得するものとする。

第8章 本部講習会

第33条 審査委員会は、審査常任委員の養成及び訓練を目的として、本部講習会を実施する。審査委員は、受講を希望する場合、これに参加できるものとする。

第34条 本部講習会は、年に1回以上実施される。

第35条 本部講習会の開催期日、場所、参加者数、及び講師は、審査委員会が決定する。

第36条 本部講習会においては、講習会の目的及び内容の説明に続き、次に関する講習がなされる。

- (1) ジャッジの職務
- (2) ISSF 定款、委任事項
- (3) ISSF 一般規程（ジャッジ指針等の付則を含む）
- (4) ISSF 資格規程
- (5) ISSF ドーピング防止規程
- (6) ISSF 競技総則（クレール射撃種目関連部分）
- (7) ISSF 競技別ルール
- (8) その他審査委員会が必須と定めた事項

第9章 審査規程の改廃

第37条 本規程の変更は、審査委員会の決定によりなされる。但し、理事会の承認を得なければならない。

第10章 付 則

第 38 条 本規程は令和 6 年 9 月 1 日より改正施行する。
(*2024 年 8 月 27 日 2024 年度第 4 回理事会承認)